

国立大学法人大分大学教員組織規程

平成28年12月1日制定

平成28年規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第5条の2第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に設置する教員組織に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教員組織に、次の各号に掲げる部門（以下「各部門」という。）を置く。

- (1) 教育学部門
- (2) 経済学部門
- (3) 医学部門
- (4) 理工学部門
- (5) 福祉健康科学部門
- (6) グローカル感染症研究部門
- (7) 教育マネジメント部門
- (8) 研究マネジメント部門
- (9) 地域経済社会教育開発部門
- (10) 学術情報部門
- (11) 地域連携プラットフォーム推進部門
- (12) 減災・復興デザイン教育研究部門
- (13) 保健管理部門
- (14) IR部門
- (15) 国際教育研究推進部門

(教員の所属)

第3条 次の各号に掲げる職員は、各部門のいずれかに所属するものとする。

- (1) 法人規則第4条第2項に規定する職員のうち次に掲げる者
 - ア 教育職員
 - イ 特任教員
 - ウ 外国人研究員
- (2) 国立大学法人大分大学非常勤職員任免規程（平成16年規程第34号）第4条に規定する職員のうち次に掲げる者
 - ア 寄附講座教員
 - イ 寄附研究部門教員
 - ウ 非常勤講師
 - エ 臨時講師

(部門長及び副部門長)

第4条 各部門に部門長を置き、別表の部門長の欄に規定する者をもって充てる。

2 部門長は、部門の業務を掌理する。

3 部門長は、必要に応じ、副部門長を置くことができる。

4 副部門長は、部門長を補佐し、部門長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(教員人事委員会)

第5条 法人における教員の人事に関する事項を審議するため、教員組織に国立大学法人大分大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）を置く。

2 教員人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(人事会議)

第6条 各部門における教員の人事等に関する事項を審議するため、各部門に国立大学法人大分大学人事会議（以下「人事会議」という。）を置く。

2 人事会議に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員組織に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第9号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第77号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第29号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第6号）

この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和元年規程第33号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和２年規程第３号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年規程第１０号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年規程第４０号）

この規程は、令和２年６月１日から施行する。

附 則（令和３年規程第４号）

この規程は、令和３年３月１日から施行する。

附 則（令和３年規程第２８号）

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第３５号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

部門の名称	部門長
教育学部門	教育学部長
経済学部門	経済学部長
医学部門	医学部長
理工学部門	理工学部長
福祉健康科学部門	福祉健康科学部長
グローバル感染症研究部門	グローバル感染症研究センター長
教育マネジメント部門	教育マネジメント機構長
研究マネジメント部門	研究マネジメント機構長
地域経済社会教育開発部門	地域経済社会教育開発センター長
学術情報部門	学術情報拠点長
地域連携プラットフォーム 推進部門	地域連携プラットフォーム推進機構長
減災・復興デザイン教育研究 部門	減災・復興デザイン教育研究センター長
保健管理部門	保健管理センター所長
I R 部門	I R センター長
国際教育研究推進部門	学長が指名する理事，副学長，学長補佐又 は学長特別補佐